

議会改革特別委員会会議録

[平成22年 8月 6日開催]

南あわじ市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会 会 議 録

日 時 平成22年 8月 6日
午前10時00分 開会
午後 1時40分 閉会
場 所 南あわじ市議会委員会室

1. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（9名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	熊 田 司
委 員	谷 口 博 文
委 員	出 田 裕 重
委 員	柏 木 剛
委 員	阿 部 計 一
委 員	楠 和 廣
委 員	森 上 祐 治
委 員	蛭 子 智 彦
議 長	川 上 命

欠席委員

なし

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

Ⅱ. 会議に付した事件

1. 前回委員会での調査結果について…………… 3
2. 重点検討項目について…………… 1 5
3. 議会報告会について…………… 2 3
4. その他…………… 2 5

Ⅲ. 会議録

議会改革特別委員会

平成22年 8月 6日(金)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 1時40分)

○原口育大委員長 おはようございます。

それでは第10回の議会改革特別委員会を開会させていただきます。

大変暑い日が続く中、またいろんな議会の日程が混み合っている中で、開催をさせていただきますして、全員そろっていただきまして、本当にありがとうございます。

今、お手元に配った資料の中で最後に、議会ウェブサイト、ホームページの全国市議会のほうの調査報告の資料を配らせていただきました。

去年の12月31日現在で806市対象にされて、そのなかの803市からの回答についてであります。

お配りしているのは、うちの議会の掲載事項ということで、チェックの入っている分が12月31日現在、取り組んでいますよということで報告を事務局のほうからしていただいた項目です。

あと、右側の議長交際費と意見書、決議につきましては、議長交際費が4月から、意見書・決議については、3月から本市のウェブサイトにも掲載しているという状況になっております。

全国803市の回答の中で、どういう状況にあるかということで、参考にさせていただければというふうに思って、配らせていただきました。

それでは本日、次第に基づきまして、まず前回の検討結果について、またその後、今回、重点検討項目として、3つ挙げております。その辺につきまして、審議をお願いしたいと思います。

まず資料が一杯なのでわかりにくいのですが、A3の横刷りの進捗状況、検討状況等を黄色く塗ってある資料から前回の検討結果について、確認をしていきたいというふうに思います。

A3の横刷りの資料のまず前回、出前講座、懇談会、報告会についてということで、前回、第9回的时候には年2回、予算及び決算が審議される3月、9月定例会をとりまとめた議会だよりをもとに、旧町4箇所と沼島で行いたいというふうに、意見をまとめさせていただきます。

委員長といたしましては、9月議会の報告を11月上旬に旧4町と沼島の5会場で実施する。

- ②として、全議員に呼びかけて4班編制で行い、議長と改革委員長は全日程出席したい。
- ③として、班編制では、常任委員会が偏らないように調整する。
- ④として、地元議員は出身地への班編制に加わらない。傍聴は可能。

⑤として、進め方としては、第10回委員会で実施を再確認してから、議員協議会に報告し、実施要綱作成など、必要な準備を早急に開始する。議会主催で実施するというふうに委員長としてまとめさせていただきました。

本日は、別に伊賀市の議会報告会実施要綱も配らせていただいております。その辺を参考にさせていただいて、今日の議題の3番目で、検討をお願いしたいというふうに思っております。

一応、この項目については、改革委員会の仕分け結果としまして、実施に向けて要綱の制度等、制定等の具体的事項を検討する。

9月議会の議会だよりが発行される11月初めに旧4町4箇所と沼島で報告会を計画するということを委員会の結論とさせていただきたいと思っております。

次に、議会基本条例につきまして、次の資料ですが、委員会の中では各条例制定が必要となる理由及び目的について、議論が必要。個別に改革を進めていけば基本条例は必要ないが、時代の波に乗っていくことも大切。

今期、9回まで委員会を開催しており、草案まで作りたいというふうな意見が出ました。

委員長としまして、①議会報告会の試行結果も参考にしながら、制定する方向で検討する。

②として、議会基本条例調査特別委員会を立ち上げることが必要であれば検討する。

③として、現在審議している項目は基本条例制定の際には相互の関連性を考慮しながら、修正や取捨選択されることになるという認識であります。

ということで、引き続き検討を行っていくというふうにまとめさせていただきます。

次に議決事件の追加について。96条の2であります。前回の委員会では地方分権により自治体の自己責任が高まったことにより議会のチェック機能を強化する。

②として、執行権にも影響が出るような案件を追加すべきでない。

③として、南あわじ市では、市の木及び花を条例で制定したため、議決事件となった。といったような意見が出ました。

委員長としまして、議会及び市長は市行政の各分野における基本的に計画の制定、提携及び協定の締結等にあたって、必要があると認めるときは議決事件の拡大について、協議するというふうなことでまとめてはどうかというふうに提案させていただきたいと思っております。

次に、執行部の重要施策、議会報告の制度化でありますけれども、前回は先進事例を参考にすることで、伊賀市と京丹後市の調査をお願いをしておりました。

資料により論点がかみ合い、深い議論をすることができる。重要な施策に限って、資料要求し議論したい。伊賀市、京丹後市の状況を事務局で調査していただくということでしたので、本日、その調査結果について、出していただいておりますので、この後、検討をしたいというふうに思っております。

次に議員研修の充実強化についてにつきましては、今、執行部のほうで、議運のほうで検討いただいているようなこともあるようですので、その辺も後で固まっておれば報告願いたいなというふうに思います。

あと、この次第に載ってはいないのですが、議案に対する各議員の態度の公表と一般質問の録画配信についても前回もちょっと確認をさせていただきました。

今、手元にないので、また後でそのことも最終チェックしておきたいと思います。

それでは、一通り、前回、第9回での検討結果についてということで、振り返らせていただきましたが、今までのところで、何かありましたらご意見をいただきたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　市政の重要な計画など、議会に報告するという、執行部の重要政策議会報告制度化ということですが、これについては資料を出していただいています、毎年毎年、ピックアップして、行政評価をしているわけですね。これもどの施策が重要でどの施策が重要でないかということが判断しにくいと思うのですが、こういう行政評価制度ということとの関わりということも少し考えていってはどうかと。

これについても、どの程度、市として行政評価を進めていっているのか。いろんな事業項目だけでも相当数が多いと思うのですが、それを毎年できないからと言って、その内のいくらかをピックアップして、5年サイクルぐらいで全部をみるというような考え方になっているのかなと思うのですが。

その点、いかがでしょうか。

○原口育大委員長　　あとで重要施策と言ったときに、どこからどこまでが重要なのかということがどうしても引っかかってくる点かと思えます。

京丹後と伊賀市のほうを調べていただいている、その辺の違いもあるようですので、あとで事務局のほうから調査報告していただく中で、今の件も当然関係してくるかなと思えますので、そのとき議論させていただいたらというふうに思います。

森上委員。

○森上祐治委員　　先ほど委員長のほうから議員研修の関係で議運のほうでも計画している云々というお話がありましたので、議運の動きについて報告させていただきます。

今年度20万円の予算をおいていただいて、議員研修、やっといこうということで、議運も事務局と連携しながら進めております。

時期につきましては11月1日で、講師とか、テーマもだいたい決めて、講師さんと折衝をしていただいております。その辺について、次長報告をお願いできますか。

○原口育大委員長 議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 議員研修会の現在の現状について、ご報告をいたします。

この前の議会運営委員会のほうで、諮らせていただきまして、講師先生には大塚康男先生という先生なんですが、その先生に交渉をお願いするということで、先生の日程のほうと調整したところ、先生は10月中は予定が一杯で、11月も3日程度、日を差してくれて、空いていますのでその中でということでした。森上議運委員長と相談しまして、11月1日をお願いしております。

内容につきましては、議会人の危機管理というようなかたちの講演をお願いするというようなはっきり先生にご依頼はしていないのですが、内容については議会運営委員会で再度詰めていただいて、先生のほうをお願いする予定としております。

以上でございます。

○原口育大委員長 議員研修の充実強化に関しては、特にいろいろ定めるといふようなものではないと思うのですが、基本条例なんかを見ていましたら、そういうことについては努めるといふようなことが出ているように思いますので、実際にこうやっていくことが大事だと思いますので、予算の確保であったり、年に1回はそういうことをするんやという方向付けを提案できたらなというふうに思います。

そしたら、最終的な9月議会でもた途中経過の報告といいますか、進捗状況の報告もさせていただくことになると思いますので、その案というのは今、報告させていただいたような中から作成させていただいて、再度、議運での報告事項として、確認をさせていただいて、9月議会でも報告させていただくというような手続きにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思っております。

なかなか内容についてはいろいろ変わっていくと思いますので、随時、ご意見をいただきながら、最終というか、9月議会での議運での報告事項についても詰めていきたいと思っておりますので、随時いろいろご意見があれば聞かせていただくということでよろしくお願いしたいと思っております。

それでは事務局で調査いただきました、政策形成過程の説明等の状況調査ということで、京丹後市と伊賀市のほうの調査を事務局のほうで行っていただきました。

資料としてはかなりの枚数、机上配布しております。それにつきまして、調査報告をお願いしたいと思っております。

議会事務局課長。

○議会事務局課長（垣 光弘） それでは基本条例における政策等の形成過程の説明と状況調査について、ご報告申し上げます。

京丹後市議会基本条例、解説付きというのを添付も合わせてしております。その5ページに第7条ということで、市長による政策等の形成過程の説明というのが、記載されております。

議会は市長が提案する計画政策、施策事業等について、施策等の水準を高めるため、及び市民への公開のため、市長に対して次の各部に挙げる事項の説明に努めるように求めるということで、6点あります。

1つは、施策等を必要とする背景。提案に至るまでの経緯。市民参加の実施の有無及びその内容。京丹後市総合計画との整合性。財源措置。将来にわたる効果及び費用等になっております。

それで調査のほうを見ていただきたいと思うのですが、京丹後市では今、お話した第7条の分で、①説明（論点情報）を求める事業とは。ということで問い合わせしました。

京丹後市は、原則として人事に関する議決事件。工事請負契約に関する議決事件。財産の取得に関する議決事件。これらを除くすべての議案について論点情報を求めるというふうなかたちの回答をいただいております。

伊賀市については、議会基本条例の9条に議会審議における論点情報の形成というふうな項目がありまして、そのなかでは、まちづくりの基本方針や分野別の計画及び施策事業。市民生活に重大な影響を及ぼすことが予想される計画及び施策事業について説明を求めるとなっております。

②抽出方法。京丹後市は抽出方法としては特にありません。「すべてです」というふうなことかなと思います。

伊賀市においては、まったく規定しておりません。執行部から出てきたものについて、執行部が見繕って出すというふうなかたちになっております。

③様式的なものについては、京丹後市は別紙というふうなことで、この調査用紙の後にについておるのですが、政策等の形成過程の説明資料というふうなことで、定められた様式があります。これは議会改革で視察に行ったときの資料をコピーさせて貰っています。

伊賀市については、特段様式等は定められていないということでございます。

④こだわった部分ということで聞きました。様式等も含めてなんですが、京丹後市では、条例で規定している内容が、6点あったかとおもうのですが、すべて網羅されているかというふうなことについて、こだわりましたという回答です。

伊賀市については、行政において計画策定や事業実施に向けては当然市民、議会に説明すべきものである。市民に開かれた議会を目指すなか、市民に説明責任を果たすため議会基本条例において明文化しているというふうなことでした。

⑤資料作成に伴う事務量としては、京丹後市のほうでは様式、新たに作って作成してい

くなかで、当然増加したという内容でした。

伊賀市については、条例等特になく今までの資料のなかで説明していくということで、通常の業務の範囲というふうな回答でした。

⑥効果について。京丹後市は、政策等の論点が整理されているため、余分な質問が減り、効率よく審査ができるようになった。

伊賀市からは、政策の公正、透明性の確保と議会審議での論点の明確化が図られるという回答でございました。

⑦公開については、京丹後市では、現時点ではその資料についての説明は考えていない。伊賀市においては、議会が持つ情報を市民に発信していく観点から原則公開としているという回答でした。

次に、ページをめくっていただきましたら。

政策等と合わせて予算及び決算における政策説明資料の作成。

京丹後市第8条になるのですが、予算及び決算における政策説明資料の作成というふうなことで、①説明を求める事業とは。新規及び政策的特徴的な事業というふうなことであります。

伊賀市では、事務事業全てであるが、主に主要施策事業ということで、全部ではないような感じになっております。

②抽出方法。京丹後市では、コメントは特になかったんですが、右に書いてある伊賀市と同様、本条の規定に基づき、行政が抽出しているというふうな回答です。

③様式。京丹後市では、様式は別途定められております。決まった様式でその説明資料を作成するようなことになっております。

伊賀市は、先ほどの政策の関係と同じく特に様式等は定められておりません。

④こだわった部分ということで、京丹後市ではコメントいただいております。審査が効率良くできることを目的としております。具体的数値を使いわかりやすく。決算、その他付属資料との整合性の確保。事業実施を必要とする背景や過去の経緯。実施による成果をとりまとめるようにこだわりましたということです。

⑤資料作成に伴う事務量。京丹後市、やはり事務的な事務量がかなり増えたというふうな回答をいただいております。

伊賀市については、特段また、先ほどと同じように通常の業務の範囲内で行っているような感じでございます。

⑥効果についてということで、京丹後市では余分な質問が減り、効率よく審査できるようになった。

伊賀市では、政策の公正・透明性の確保と議会審議での論点の明確化が図られる。

⑦公開について。京丹後市は先ほどと同じように、現時点では考えていない。

伊賀市では、先ほどと同じで、議会が持つ情報を市民へ発信していく観点から原則公開

としている。

以上のような調査内容でございます。

○原口育大委員長 ありがとうございました。

今、京丹後市と伊賀市の状況について報告いただきました。

ご質問等ありますでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほど触れましたが、ここで南あわじ市の一覧表で2枚ものが出てい
ると思うのですが、子育て支援、様々ありますが、こういうかたちで今出されていると。
これは予算の説明資料になるんですね。

こういうようなカード形式にした事業評価というのを毎年やっていると思うんですね。
それ南あわじ市の場合どのような様式になっているか分かりますか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） コピーさせていただきます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 すでにあるものを活用する考え方もあるので、活用できるかどうか検
討してみてもいいかと思えます。

○原口育大委員長 そしたら、今、提案がありましたものについて、資料を用意してい
ただければと思います。

私もこれを審議するにあたって、今まで決算であれば附属資料やったり、予算もこうい
った説明資料も出ているので、それとの整合性といいますか、どの部分を抽出するの
か、今の2市がやっているように、どういう範囲で取り組むのかというふうなところを議
論しないといけないと感じていましたので、そこらへんの疑問点なりを出していただき
て、調整できればというふうに思います。

まとめ方の違いもあると思うんですね。南あわじ市のように一覧表的に並べるのも一
つの横の関係を見るにはいいように思いますし、京丹後のように一つずつの事業ごとにカ
ードにするのも、それはそれで一つの事業をじっくり見るのにはいいように思ったりす
るので、そういうことを含めて、トータルで費用対効果とかを考えていただいて、どう
いう方向がいいかを出していただければと思います。

森上委員。

○森上祐治委員 基本的なことをお聞きしたいのですが、今のこういうふうな市長による政策等の形成過程の説明と、これは我々議会とか市民にとってはいいことだと思うんですね。

私も議員になってからちょこちょこその辺の、市民向けの予算等の具体的な説明の仕方に関心を持って調べたときがあります。

ちょこちょこ視察も行ったんですが、そういう先進的な地域の動きの中で、こういうのは全国的に広がっているように思うんですよ。

ただその時に、この京丹後市の基本条例の第7条では、いわゆる議会は市長に対して、求めるとなっている。基本条例でこういうふうなこういうことを6点について、資料、具体的に出してくださいよと。議会で条例として決めたと。条例として決めたとすることはもちろん市として、全体に効力があるんですが、こういう議会で基本条例を決めたときに、即、執行部としてはこういう観点で当然努力すべきということですね、極端に言ったら「こんなことを議会で決められても、我々ちょっと事務量が増えてかなわないわ」というようなことが従来、その辺の執行部と議会との関係でね、そういうトラブルというものになかったのかどうかをお聞きしたいと思います。

○原口育大委員長 その辺の京丹後市、伊賀市とかの状況は分かりますか。
議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 伊賀市の場合、京丹後市の場合もここまで来るのに執行部のほうと結構協議を詰めていると思うんです。

特に京丹後市については、新しくそういった様式をこしらえて、今までなかったものを作成して、それに当てていたということがありますので、相当、そこら辺の分について、詰めをしたのかなというように思います。

伊賀市の場合は、既存の資料を基に、それをこれに当てているということなので、今まで提出はされてなかったのかどうかはよく分かりませんが、今まであった資料をそのまま置き換えているということですので、比較的事務量的には増加ということになっていないというようなことのようにです。

そこらへんの詰めをして、どういったかたちで進んできたかという、詳しいことは確認はできていないです。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほど蛭子委員もおっしゃっていたように、従来ある資料を活用する方法もあるし、現にある、予算の附属資料、説明の附属資料との整合性云々とおっしゃっていたから、その辺、具体的にいいことですので、どういう形で本市は執行部に新たに資料を追加していただくのかということを入念に検討しないといけないという感想を持ちました。

これは大事な、我々議員としても、より認識を深め、力を付ける具体的な資料になると思いますので、ぜひこれは進めていかないといけないと思います。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 3月に予算委員長をさせていただいたんですが、政策形成過程ですから、たぶん、普段の常任委員会でこういうのを求めるのは、執行部はいやがるのではないかと思うのですが、予算委員会の場合は、こうやって南あわじの場合は、行政評価と予算説明書と、ここまでできているわけですから、予算委員長として、予算委員の皆さんに資料請求何かないですかと僕も1回聞かせて貰ったんですが、その時点ではなかなか皆さんもまだ、議案も熟読していない段階にあって、予算委員会始まってからでも遅くないやないかということで、予算委員会始まってから資料請求される方もおられるのですが、こういうのは、すべてがすべてではないのですが、あらかじめ、ある程度、執行部にも3日か5日間ぐらい時間を与えてあげれば、こういうのは簡単に作れるような資料だと思いますので、できたら決算のときでもいいのしょうけども、できるだけ予算のときに。

予算委員会も無駄に4日間フルで使う、無駄はないと思いますけども、より効率的ということで、こういう他市の効率よくという言葉も出てきているので、ここを目指すのであれば、予算委員長の権限でというのはちょっと重たいので、重たくもないですが、議会改革で予算委員長に対してこういう意見を持っていくのはいいのではないかなと。議員全員の共通認識にしていくのはいいのではないかと思います。

○原口育大委員長 南あわじ市の場合も合併してからいろいろ予算委員会、決算委員会、資料を見せてもらう中で、年々ある程度改善されてきているというか、工夫されているかなというのが見受けられるような気がしています。

ですから市としても当然、市民に対して、議員に対して、できるだけ分かりやすい資料を作るということは心がけていると思いますので、お互いに協同してといいますか、それぞれ知恵を出し合って、市民に対して分かりやすい、議会で審議するために分かりやすい、そういう資料になるように、お互いに努力するという必要だと思いますので、そういう観点で、今までのうちの資料とかをもっと見やすくするとかも含めて、提案できたらなというふうに思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 説明資料をいただいたんですが、中身を書いてあるもののほうが分かりやすいと思うのですがね。

例えばここでは最初いただいた資料で、放課後児童健全育成事業。こういうふうに並べた場合と、カード形式で見た場合とどちらが分かりやすいかということをはべてはどうですか。

○原口育大委員長 事務事業評価はなんぼか、抽出してやっているんですね。

ホームページで丁度この部分ありますか。学童保育の分で、事業評価したやつがあれば、それを出していただければ、ということですけども。

ちょっと待っていただいて。

阿部委員。

○阿部計一委員 京丹後も伊賀市もこれは我々行ってきたんですが、参考にするには必要だと思うのですが、やはり本市は本市の事情、文化もあるし、これまでの行政の経緯というものがございます。

私は行政評価にかかる21年度当初予算への反映結果ということで出ていますが、こういうかたちで十分だと思いますけども。

そういうことを市民一人ひとりに全部分かるやすくというのは到底、不可能であって、やはり行政経費というものもかかってくる。

そのために我々が市民の代表として出てきているのですから、これだけ評価、きっちり書いていただければね。議員自身がそれぞれ勉強して、議員活動、十分、議会でも十分、委員会、本会議で質疑できるしで、それぞれ市民に説明できると。

私はそういう今の状況で、そういういいことは議会改革必要だと思います。しかし、そう急にね、舵を切るといことがね、これは確かに執行部もかなりの抵抗が出てくると思うんです。その辺やっぱり慎重にいくべきだと思います。

○原口育大委員長 それでは55分まで休憩いたします。

(休憩 午前10時40分)

(再開 午前10時55分)

○原口育大委員長 再開します。

休憩前に事務事業評価シートを配布いただきました。

一回資料の確認をしたいのですが、事前に予算書の資料と、20年度行政評価にかかる21年度当初予算への反映結果という予算書形式のものと、それと事務事業評価シートを配っていただきました。

これについては、学童保育について、20年度に事務事業評価をしましたと。それを21年度の当初予算へ反映しましたと。その予算書はこういうふうになっていますという3つの、1つの事業に対する3つの資料です。

先ほど来、どういうものについて、そういう説明を執行部に求めるかという話もありました。また南あわじ市としては、ずっと附属資料等で今までも工夫して分かりやすいように努力いただいておりますというのも間違いないと思います。

そこら辺で、私の個人的な考えとしましたら、例えばこの学童に関して、例に挙げたのですが、21年度当初予算に20年度に実施した事務事業評価が反映されたといった、そういった事業については、当然、ホームページで公表されているのですが、議会にも評価シートのこういったものをセットで出していただくと。そういうことによって、より分かりやすい予算審査等ができるのかなという感じを受けました。

今、阿部委員が言われたように、すべてを求めてしまうとかということになると、なかなか事務量の増加とかで難しい面もあると思いますし、実際の担当現場は、頭の中では評価しながら、予算を組んできておって、当然あるとは思いますが、それを全部ペーパーにするというのは大変かなと感じております。

その辺のことについて、ご意見を伺いたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 経過ですね、この事業の経過も分かるし、現状も分かるし、今後どのように進めていこうと考えているかという行政の姿勢も分かるし、非常に貴重な資料で、これは手に入れようとするれば、ホームページから調べることはできるんですが、それもなかなか議員の仕事としたら多く、負担も出てくると。

実際にこういうものを作成しているのであれば、それを使って審査するという事は、非常に中身のあるものに、また深まってくるのではないかという印象を持ちました。

これまでも何回か利用させて貰ったことがあるんですが、これを推すと具体的に委員会であっても、本会議であっても、質疑ができますので、各議員の皆さんに幅広く使ってもらえるように資料提供しておくということは大事ではないかと思いました。

○原口育大委員長 それではなかなか重たい大きな課題でして、一気に結論が出せるような課題ではないと思います。

引き続き検討するという事になってしまうと思うのですが、考え方としては、今、蛭

子委員言われたように、できるだけ分かりやすい資料を必要なものについては、ぜひ提供していただくということで、当然議員も自分で調べないといけないのですが、お互いに分かりやすい説明を求めていくというふうなことで、引き続きそういうことについて検討するというので今日のところは、まとめさせていただきたいと思うのですが、いかがですか。

谷口委員。

○谷口博文委員　私も議員活動する上において、様々な市民からの相談を受けたときにですね、議員の権限として資料請求等々。また指導というか、資料をいただいた上で、自分自身で精査したうえで、市民からの要求にかなうようにする段階において、今まで私もやっているのですが、こういうやつにしたって、様々な資料というのは求めることができるというのは、法令になくても、議員として当然議員活動するうえにおいて、必要な資料というのは請求いただいて、提出もしていただいたうえで、やっている。

本当に、必要なというか、それぞれこういう資料というのは、数が多ければ多いほど、いろいろ審議するうえにおいて、効率的に審議ができると。そういう意味においては、必要なんですが、それをすべてかどうかということに対しては、若干執行部のほう等と、事業効果というか、コスト的なものもかかってくるし。

かと言って、予算委員会委員長がおっしゃっていたように、予算の段階で必要な資料を議員から言った段階でしていただいていると。そやけども、こういうふうなやつは私も見せて貰ったけども、事業効果的なものをしっかりと評価するようなやつも、必要に応じて予算書に添付していただければいいんですが、その辺の選別がちょっと難しいかなという思いがするので、それは現行通りでも私は支障はないけども、あればまた自分の知らないようなことも知識として習得できるので、資料は多いに越したことはないですわ。

○原口育大委員長　楠委員。

○楠　和廣委員　今、事務局に聞いたんですが、先に配布されていた20年度の行政評価に関わる21年度当初予算への反映経過ということは、これは基本には、事業評価のシートに基づいてまとめ上げたものが、我々予算を審議するなかでの予算概要のまとめとして提供されておるものであるし、もう一つ一段踏み込んで、調べるにはそういった資料の提供していただくということで、事業評価シートに基づいてまとめ上げた分が、我々に提供してもらうには、やっぱり1つの資料の簡略に分かるようにまとめ上げていただいているのが、この反映結果で予算概要の説明だろうと思うんですが。

それ以上踏み込んで資料請求するになれば、この議会改革で求めていくのか、議員活動で求めていくのかという選択肢になろうかと思うのですが、いかがですか。

○原口育大委員長 実際にこの例でいくと、予算への反映結果ということで、一覧にしているものについては、事務事業評価を経てやられていると。

当然、それ以外の予算についても、事務事業評価をしなかったかしらないけども、それぞれ担当課が判断して、そういう必要性で予算を付けてきていると思うので、当然、すべてのものについて、説明できると思うのですが。

特に大事なものということであれば、やはり議会としては、当初予算への反映結果に基づくものについては、そういう評価シートも出してくださいますよとか、いうことも言えるかなと。

あとはお互いにできるだけ理念的な部分で、分かりやすい情報提供してほしいとか、そういうことを申し入れるというのが、うちの議会改革のスタンスかなというふうには思うのですが。

それでは学童保育について、結構分かりやすい資料が出たと思いますので、こういったものを参考にさせていただいて、今後も議会改革としては、執行部に対してより分かりやすいという政策形成過程が分かるような資料を求めていくと。具体的にすべて出せとか、これを出せとかいうのではないのですが、現状では基本姿勢として、より分かりやすい説明になるようなものを求めていくということで、まとめさせていただきたいと思います。

また、個別具体的に気づく点があれば、追加で要望することもあるかと思いますが、本日のところはそういうかたちでお願いをしたいというふうに思います。

それでは本日の重点検討項目に入らせていただきたいというふうに思います。

資料は、またA3の黄色く塗ってある部分のものになるかなと思います。

今日のまず1点目は、次期議員定数の検討についてということになっています。

資料では13ページというのが打ってあるのですが、議員定数についてということで、今の現状につきましては、南あわじ市は平成17年9月条例改正により28人。合併の残任期間が終わるというのに際して、28人ということに条例改正がありまして、20年9月に28人から24人。22年6月に24人から20人。実際には、この22年6月に基づいて現在20人ということになっておるかと思っています。

その下に全国市議会議長会の21年12月31日の調査が出ております。

人口5万人以上10万人未満という、268市に対して、定数条例は30人ということで、それぞれの定数の分布状況が示されています。

参考としては淡路市、洲本市とも5万人は切っておると思いますが、20人と18人ということに今なっております。

この検討を行う必要かどうかも含めて、一応項目に挙がっていますので、前期からの引

き継ぎ項目に挙がっていますので、ご検討いただければと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　定数削減というのはどこまでいっても切りがないというのか、何人がいいのかというのは結局、法定定数というものはあるにしても、それはなかなか判断しにくいということであったかと思うんですね。

今、この時期に議会改革で20人にしたところで、またさらに減らすという、そういう議論というのが今、必要なかどうなのかというのが疑問に思うのですが、いかがですか。

○原口育大委員長　　今、自治法改正の案では、上限撤廃という話が出ていたかと思うのですが、ただ上限撤廃したからといってどうなるのかという現実の問題があるかと思えます。

定数ということになると、増やすか減らすかという話になると思うのですが、ただ現状、私の私見ですが、20というのは、私は適正な数字だと思いますので、当面触る必要がないのかなというふうに私自身思っていますので、特に今回、前期からの引き継ぎでこういう項目が挙がっていますが、今回は改革委員会としては特に、この点については議論する必要はないのかなと。現行どおり当面はいくということでもいいのかなというふうに、個人的には思っております。

それでは特にご意見がなければ、この項目については、改革としては、一応まとめとしましては、当面の間は現行通りで問題ないという認識でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長　　それでは次に、逮捕等による議員報酬の支給停止についてということで、その次の資料ですが、淡路市の例を出しております。

淡路市はこの6月議会で改正が行われまして「議員が刑事事件の容疑者となって、身柄を拘束された場合、その期間の報酬の支給を一旦差し止める。逮捕後に保釈された場合には、支給を再開し、保釈後の期間分について日割りで支払う。有罪が確定しても、保釈後の報酬の返納は課していない。公判で無罪が確定すれば、差し止めた期間の報酬はすべて支給する。※報酬は、あくまで議員活動に伴うものであるため、保釈されれば議員活動ができるので報酬は支払う」というのが、淡路市議会での条例であります。

南あわじ市については、そういった条例には規定しておりません。

これも追加でこういう項目を入れております。私のほうから提案したことではあるのですが、まずこういったものを検討する必要があるのかどうかも含めてご意見を伺いたいというふうに思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 11月1日に危機管理という話もあるかと思うのですが、備えておく必要があるのかなというふうに思いますけども。

○原口育大委員長 他市の状況も何か所か調べさせていただいたなかでは、かなりの市でこういった条例は作っております。

その中でいろいろ検討して、今言われたように、備えるという意味では作っておいてもいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

楠委員。

○楠 和廣委員 議員が刑事事件の場合ですが、長期欠席された方に対する報酬等は、今まで事例として報酬は出さないという事例はありますか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 今、出ました、長期欠席の部分についても、それを条例の中に刑事事件だけでなしに組み入れているところもございます。

ただ淡路市は刑事事件に限ったというようなことです。

○原口育大委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 淡路市は議員活動に伴う議員報酬であるから、支払わないということですが、やはり長期欠席もそういった場面の扱いになるのではないかと思うのですが、そこらの点は、そこらの先進事例があれば聞かせていただきたい。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） そういう事例もあるということですが、それぞれいろんな背景があって、そういう条例改正に至ったというような経過がそれぞれあるかと思えます。

そこらへん十分に検討して、どういうものが適正かなというものを研究する必要があるのかなと。

実際、淡路市さんもこの制定にあたって、西脇市さんのほうに勉強にいたりしています。西脇市さんは長期欠席も入っているようです。ただ長期欠席の部分で淡路市さんが、

組み入れなかったという部分にはいろんなまた、状況があったんだろうと思います。

なかなか期間的な部分も何日からそういうことにするのかとか、そこらへんも非常に難しい部分があったりするのかなと思います。

最終的に、神戸市さんかどこかの部分を参考にして、そういったかたちに、刑事事件だけにとどめたというようなことのようにです。

十分には調べていないのですが、そういう状況だけはちょっと聞いているんですが。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 淡路市さん、私の元同僚の話なんですが、危機管理というか、当然、当市議会においても、そういうふうな刑事事件があるというか、予想されるというか、こういったことはあってはならないことですが、そういうことの危機管理として、今の状況でないのであれば、私はこのような刑事罰をおうようなときには、淡路市さんと近いような議員の条例というか、ここらをしっかりと作成しておいたほうがいいのではないかと。

そんでないと起こってから、淡路市さんのように、ずっと最高裁まで争っていつている状況で、やっている状況だから、うちだったって、ないということは断言できないのでね。それに備えて、そういうような条例を作るべきだと思います。

○原口育大委員長 今、刑事事件以外の長期欠席という話も出ていました。これも他市で何か所かいろいろ条件を付けて、そういうものも扱っている事例もありますので、当然そういうことも含めて作るのであればそういうことも視野に入れて検討すべきかなと思います。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 長期欠席という内容にもよってくるかと思いますが、これについては、きちりとしたこと、例えば議員活動中に交通事故にあつて、3ヶ月間、入院とかする必要があったときに議員活動していないやないかと。

それは支給対象外やと言われてくる場合もあるかも分かりませんので、そうなれば非常に難しい問題も出てくるかと思いますが、長期欠席については、いろいろな検討するにしても、細かいことまで踏み込んでいかなければならない部分があると思うのですが、こういう刑事事件の容疑者となったときについては、前もってやっていなければ実際に起こってから、その期間出てこれなかった分どうするのかと、遡及して請求するのかとか、いろんな分がありますので、最初に決めておいたほうが、きちんとした手段ができると思いますので、それは早い目に決めておくほうがいいと思います。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 非常に難しい問題だと思うんです。刑事訴訟法では疑わしきは罰せずと、憲法で保障されているし、逮捕された時点では推定無罪ですよ。

ですから、私は皆さんもご承知のとおり、逮捕された一人ですが、有罪になりましたけどね。やはりこういう規定は、私はしないほうがいいと。日本国の憲法に基づいてやっているのですから、今も出てきた長期欠席とかいうことも踏まえた議論になってくるのでね、なかなか難しいと。

こういうことをやるのであれば、ここでこういう話をした中で、全員協議会の中で、そういう多数の意見があれば、それはそれに従わざると得ませんけども、別に我々が率先して、住民の代表として、出てきたものを逮捕されただけで、即、有罪というような仕打ちはね、いかがなものかと。慎重に扱わないといけないと思います。

これは長期欠席にも影響してきますしね、いろいろ問題があるので、私の自身の判断では触らない方がいいのではないかと。

以上です。

○原口育大委員長 一旦停止して、差し止めた分について、無罪であれば後で支給するということにも、淡路市の場合も、されておるようなところもあります。

そこらへんと、今言われた長期欠席の扱い等、いろいろと難しいと思います。

できれば全協に諮らせていただいて、検討するという方向であれば、うちの委員会において、他市の事例を、何カ所かありますので、寄せ集めてそれぞれ比較したような表を作って、検討したらなというふうに思います。

議長。

○議長（川上 命） 議長して困るのは、そういった世間体に明るみにでるといったらいいんですが、実際、いろいろと欠席よな。本会議とか委員会とか。そういったときにどうも事務局へ言って、さっと欠席するという、はっきりした議長に通達というのが、何ができていないのが大分あるんよな。

やっぱりそういった長期とかそういう不良のことを決めるのであれば、そういったこともある程度議会改革の中で、ある程度はいっぺんけじめをつけないことには、片一方へきちっと出して、常はどないでもかまわないのかという形になっても、節度がないと思うので、こういったこともある程度は話の中で協議しておいておいたほうがいいのじゃないか。

議長が一番そういったときに気にするというのか、責められたりするのにな、そういった点も話し合って、確認しておいたほうがいいのではないかと。

以上です。

○原口育大委員長 それではお諮りしますが、次の全協ですね、今の状況として、こういうことを検討する方向でいきたいというふうなことを提案してみて、賛同が得られるようでしたら、それ以降の改革委員会で他市の状況等を調査して、制定に向けて努力するということがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○原口育大委員長 ではそのようにさせていただきます。
阿部委員。

○阿部計一委員 今、議長が申されましたようにね、議題には載っていませんが、公的行事に対して、無断欠席とかそういうようなことも厳しく、当然議長なり、局長なりに、事情を説明してやるということも検討材料だと思います。
その辺も厳しくやらないと、ただこれだけをやるというのは片手落ちかなと思いますので、その辺も検討材料として委員長としてお願いしたいなと思います。

○原口育大委員長 どの部分に議員のマナーと含めて入れるかというのは、にわかに思いつかないのですが、当然、こういう一番極限の部分を決めるのに際しては、今言われた日常的な活動についても、触れておく必要があるのかなというふうに思いますので、そういうことで、対処したいというふうに思います。

それでは、次に事務局の共同設置についてということで、資料としてはその下ですが、これにつきましても今、自治法改正、前の通常国会で継続審議になっておるところですが、なかなか現実としては難しいというのは当然あると思うのですが、一応、議会改革の中では大きな課題かと思しますので、議論しておいてもいいのかなというふうに思いますので、ご意見を出していただければというふうに思います。

監査事務局の共同設置というのも、かなり言われてきています。外部監査も含めて、機能強化すべきだというふうなことが今も国会のほうでも言われているようですが、同じような意味合いがあるのかなというふうに感じております。

阿部委員。

○阿部計一委員 関連あると思うので、局長にお聞きしたいのですが、議長の議会事務局職員の任免権、選任権ですか、その解釈について、議員必携を持っていたら、覚えていましたら言っていただければ。私も分かっていますが、ちょっと読んでほしいんですがね。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 職務の辞令については、議会内の事務局については議長に任免権者は議長ですので、当然職務の命令等については、議長からされると。

人事異動の部分については、当然、出向議会事務局にされて、今度市長部局に出向させるというのも当然議長の権限で、そういう命令が出されるということでございます。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 自治法では議会事務局職員の人事というか、任免権ですかね、これは議長にあると書いてありますよね。議員必携に。

そんなことでごっついトラブルになったことがあるんですよ。昔にね。

もちろん市長とも相談のうえですけども。その権限はないのですか。誰それを事務局に必要だというようなことは、これは執行権の侵害になるんですか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） 執行部から議会事務局の出向については、当然市長部局から議会事務局のほうになるわけなので、そのときは市長が出向の命令を出すということです。

ただ、その中には当然、地方自治法にはうたっていないのですが、任意的にどうかたちということは、議長とご相談されていると解釈しています。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 次長、今、読まれている人事権については、任免権ですか、議長にあると書いてありませんか。

○原口育大委員長 議会事務局次長。

○議会事務局次長（阿閉裕美） 自治法の138条の第5項にそれが該当します。5項の文言については、事務局長、書記長、書記、その他の職員は議長がこれを任免するというふうに書かれています。

任免です。任ずる、免ずるという任免です。

○原口育大委員長 前回、江藤先生の講習会の際に、共同設置と質問させていただいたんですが、単に広域行政的なものでしっかりと、例えば淡路3市のなかで、広域行政のなかでそういうものが作れるのであれば、いいけども、単に共同で出向しておいて、またすぐに帰ってくると、今、阿部委員言われたようなことではよろしくないという意見であったかと思います。

ただそういう、例えば淡路全部で15万のまちと考えたときぐらいの規模での議会事務局なり、監査事務局なりが置けるのであれば、私は理想的かなと思うのですが、なかなか私は一議員の立場でできる話でないので、課題としては、国の流れなどを見ながら前向きに将来の枠組みとしてはそういうことも検討すべきかなというふうに思っているようなところですよ。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと共同設置というのはイメージ持ちにくいし、議論尚早という感じがしますね。

全国の流れはどうなっているかということでも、そういうことに取り組んでいるところもないし、またその成果が分かっているところもないのではないかなと。

今、ここであえて検討する内容ではないと思います。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほどの阿部委員の質問から事務局長、次長の、いわゆる議長の権限よね。

任免ということは、例えば、今の学校の教職員、あれは県費負担、基本的に教職員よね。あれは任免権者が県なんですよ。服務監督権者が地方の教育委員会。というのは、任免の権限を持っているのは県なんよな。

任免ということはクビにしたり採用にしたりと。給料を持ちますよと。

地方の教育委員会は、あてがわれている職員の服務監督する権限だけなんよ。ということは先ほどの議長は、任免権があるということは、議長が給料を払っているわけではないし、ちょっと、つずわかりせいへんのよな。

議長に任免権があるということは、採用したり、クビにしたりできるということではないのかなと。公務員の考え方ですよ。

その辺は実質は、こういうような打診があって、議長と執行部が話をしている分かりますが、それだったら任免権という用語はおかしいのではないかという感じはするのですが。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） あくまで任免権者は議長というようなことで地方自治法上は任免と。任命することもあるし、解くこともあるという。その命令は任免権者である議長ということなんです。

ただ、現実的にね、職を解かれても、次どないなるんやということが当然あるので、そこらへんは、先ほども申しましたようにそこらへんの部分は調整を、双方する必要が当然あるわけなので、一方的にはなかなかできないことでないかなというふうに思います。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

（休憩 午前11時35分）

（再開 午前11時45分）

○原口育大委員長 再開します。

議会事務局の外部委託、共同設置というのは、なかなか国会でも審議中ですし、方向性はなかなか出てこないかと思しますので、議会事務局の職員の異動等について、能力アップと申しますか、そういうことに配慮して、そういう環境作りに努めるということをもとめていきたいと思えます。

そういうふうな表現になるかと思いますが、よろしいですか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう少し突っ込んで議会事務局の機能なり、資質の向上のための配慮であったり、人事の観点として、欠かせないものであるという経験、あるいは研修、こういったものの保証を求めていくというか、こういうことが大事ではないかと思うのですが。

○原口育大委員長 そういうことも触れて、議会のためになることだと思いますので、主張していきたいというふうに思います。

それでは、もう少しお昼までありますので、議会報告会についてというところに移りたいと思えます。

資料のほうに伊賀市の議会報告会実施要綱と京丹後市議会の議会報告会の流れが資料として出させていただいております。

先ほど報告の中で11月の上旬ぐらいに旧4町と沼島で議員主催でやるというふうなこ

とを提案させていただいております。

以前、定数等のときにも経験がありますので、実際にはそんなに難しいことではないかと思っているんですが、この実施に当たって、ご意見等を伺いたいと思います。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 11月上旬であれば、議会だよりも完成されて配布されていると思うんです。

ですから議会だよりを中心において、取り組んで行くとする、そんなに大きな準備もいらぬのではないかと思いますので、あんまり議会の方が身構えずに取り組んでみてはどうかという思いもするわけですが、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 先ほども言いましたように、定数のときも同じような規模で同じような方法でやりました。それを参考にすれば、そんなに難しくなかなと思ったりしています。

実施要綱は定めないといけないと思いますので、実施要綱案等を作らせていただいて、審議していただくことにするのがいいのですかね。そういうふうに思うのですが、先ほど基本的なスキームについては、触れさせていただいた点についてご意見があれば伺っておいたほうがいいかなと思うのですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それでやってみてはどうでしょうか。

やってみて不備があればまた多少改善していったらいいと思いますし、そういう指針というか、議会報告の要領がいるということであれば、基本のラインとしては委員長が提案された内容で作ってみてはどうかというふうに思っています。

○原口育大委員長 事務局に伺いますが、要綱とかその辺の手順ですね、今から実際に11月上旬にやろうとするときの必要な手順をお聞かせ願えたらと思うのですが。

議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男） このたびは、実際に伊賀市なんかは、議会基本条例に基づいて、報告会の実施要領を定めているということなんですが、今回うちの場合は、試行的にいっぺんやってみるということなので、実施要領的なものを、決めごとを決めておいて、進めていったらいいと思うのですが、ここにも書いてあるように、先ほどから言っておったように、市内5会場でやるとか、そういうことはもう、確認できているようなので、それをどうして当たっていくかということ。

それと、周知、そういう部分をいろいろ検討していただいて、それをまとめたものを要領にしたらいののかなというように思うのですが。

○原口育大委員長　実施要領みたいなもので、そしたら委員長、副委員長なり、何人かで事務局と相談しながら作らせていただいてそれを提案させていただくということで、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○原口育大委員長　それでは次回には、そういうものを出させていただいて、確認いただいて、全協に提案して、呼びかけたいというふうに思います。

では、その他の項で、何かございませんでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　前回、録画配信のことと、それから議案に対する態度の報告ということについて、全協でも諮るといふような話であったかと思うのですが、どういう諮り方をするかということであるのですが。

○原口育大委員長　今の部分のまとめ、検討結果の部分について、今持ち合わせていないのですが、一応全協で報告するたたき台みたいなものは、この前、まとめさせていただいていると思うのですが、録画配信と賛成の態度の公表の部分で。

賛成の態度の公表の部分は、会派での最終意見をもう一度貰うということで前回は終わっていたと思うんです。

録画配信のほうは、出来るだけ安価な方法で速やかに実施するように求めていくということで、まとめさせていただいていたと思うんです。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　会派の意見を聞いて全協で提案するのか、全協に対して会派の意見を聞いてくださいということとは言えないと思うんですね。

ですから会派の意見を聞いたうえで、全協に提案すると。

会派の意見をどのようにまとめて全協に提案するのか。

そのワンクッションいるか。そのワンプロセスがいるのか。

○原口育大委員長　確かに前回この改革委員会に出てきておる会派の意見を確認して、それを全協に報告するということがあったと思いますので、冒頭、そのことも触れたんで

すが、そこら辺の結論をできれば今日、出させていたきたいというふうに思います。

前回ゆづるはクラブとしては、現行どおりで、公表しないというふうなことで報告させていただいて、かつ、起立等のマナーを徹底するというを申し入れるというふうに、ゆづるはとしては報告させていただいたところです。

正道さんとか、共産党さん、公明党さん、ご意見いただければと思うのですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議会広報の責任者をさせて貰っていたときから、一貫して思っているのはやっぱり、これは公表するべきであると。

何の抵抗感があるのか分からないのですが、多くの市民はその議案に対してどういう態度をとっているか、どの議員はどういう態度をとっているかということについて、知りたいと思っているし、またそれをお知らせするというのは議会の責任でないのかなと思うんですね。

その理由というのはそれぞれの会派なり、議員個人の努力のなかで、なぜこれを賛成したのか、反対したのかということについて、説明していく責任がある。

しかし議会全体として、公表するということは、これこそ議会の責務であると思いますので、公表というのは必須であるというふうに思います。

○原口育大委員長 公明党さんどうですか。

熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 いろんな状況等あると思うのですが、見ていたら会派ごとで賛成とか反対とかいうのは、もちろん人数の関係あってと思うのですが、出しているところの広報紙もあつたりと、いうようなかたちもありますので、一度、僕のほうからしたら、皆さん方のほうである程度、皆さん方のほうである程度、こういう方向と決まれば、それに反対ということもありませんので、皆さん方の協議を参考にさせていただきたいという思いです。

○原口育大委員長 正道さんいかがですか。

楠委員。

○楠 和廣委員 会派でまだ議論していませんが、これは個々の判断だと思う。可否は。会派でこうや、ああやということは、今のところしていません。

個々の議員の判断で決めていっているように思うけども。

○原口育大委員長 決めるというより、態度の公表について、公表についてですよね。
楠委員。

○楠 和廣委員 態度の公表は、前にも言ったように、別に個人的にやで、正道・無所属クラブではなくて、個人的には別に公表されても住民に十分説明する理由のもとに可否を決めておるといふ自負があるので。

○原口育大委員長 そしたらお昼の時間が来ましたので、一旦休憩させていただいて、再開後もう一度意見を集約してみたいと思います。
1時まで昼食のため、休憩します。

(休憩 午前 11時58分)

(再開 午後 1時00分)

○原口育大委員長 再開します。

大変暑い中、長時間でご苦勞様です。

午後は、議案に対する各議員の対応の公表についてと、一般質問の録画配信についての2点につきまして、委員会としてのまとめを議運に報告する分について、まとめをさせていただきたいと。一応、午後はそれで本日の日程を終了したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

まず議会情報の公開につきまして、検討状況のところを朗読させていただきます。これについては前期の委員会からの継続でありますので、ちょっと長くなりますが、そこから行かせていただきます。

まず前期の委員会では起立表決での各議員の賛否の公表は、全議員合意のなかでの実施が必要であり、どのような位置付けで実施するかなどを、議会広報広聴特別委員会から掲載の申し出もあるため、前向きな方向で検討する。

なお、伊賀市議会、栗山町議会は議会基本条例に賛否の公表を規定して実施しているというのが前期の検討結果であります。

今回、8回の特別委員会が出た意見であります。賛成反対を公表することは時代の流れであるが、正確に公表することが大事。賛成反対の採決結果だけでは議員の判断理由までは伝わらない。議員の判断理由を伝えるには討論が必要。公表する議案については全議会、全員賛成でない議案のみ。全議案、全員賛成でない議案のみ。全議案、全員賛成でない議案のみ、重要な議案のみ等各種意見が出された。

この件について、会派へ持ち帰り、再度継続協議ということになりました。

その時点での委員長のとめですが、議会広報での公表は正確さが絶対条件であり、確認方法の確立が必須。重要な議案について、賛否を公開した場合には、議案の重要度の判断が難しい。起立採決では議員マナーの向上が基本というふうに、第8回のとめをさせていただきます。

第9回では、会派の意見ということで、ゆづるはクラブのみでしたが、現行通り公表しない。起立マナーの徹底。賛否を議会だよりに掲載しても問題ないということが出ました。

その時に本特別委員会に参加していない会派もあるが、この委員会に参加している会派の意見をまとめ、方向性を出し、議員協議会へ報告するというのが前回までの流れであります。

それで午前中、会派の意見等もお聞きしたのですが、再度委員会として、全協に報告する内容をとりまとめたいと思いますので、ご意見を伺いたいと思います。

楠委員。

○楠 和廣委員 午前中、会派はまだこのことに関して、話し合いはしていないということでしたが、昼休み会派で意見を聞いたところ、会派としたら、先ほど委員長が説明された議会広報での公表は正確さを絶対条件であったもろもろの3件のことが、担保されない限りは現行通りということで、という会派の意見に達しております。

報告終わります。

○原口育大委員長 今、賛否の確認の問題がまずあると。それがきっちりできないと公表しないという意見が出ています。いかがでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 当然のことで、それは起立のマナーの徹底であり、議長の指導性の問題であり、また事務局の努力なりのことであると思いますので、できる話ではないかと思うのですがいかがでしょうか。

○原口育大委員長 確認の具体的な、実際に確認をきっちりするというときに、起立採決が一番多いと思うので、議長がきっちり確認が終わるまで立っておいてくださいよというふうな議事進行もあるかとは思いますが、そこらの具体的に実施に移ろうとしたときに、問題点とか、他にもあるような気もするのですが、その辺、いかがでしょうか。

事務局として、そういうことを今の時点で求められたときに、対応するのに問題になりそうな課題とかもありましたら、それも聞かせていただけたらと思うのですが。

伊賀市へ行ったときは、写真に撮るとかいう方法もあるように伺ったのですが、現実的に写真で確認できるのかどうかというふうな不安もあつたりするのですが。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 聞いていたのは、視察で行って、教えてもらったのは、議場で1人の職員が3人とか4人とかをしっかりと見て、それを分担し合って、立ったか座ったかというのを確認すると。最終的には議員の皆さんに賛成だったか反対だったかを確認すると。それで広報を発行していますという話だったんです。

そういう二重のチェックをかけてやれば間違いないだろうと。要は議員の本人の確認がとれるということが大事だと思いますのでね。

賛成多数という中身について、数を表明していないので、私、立つつもりだったんやけど座っていたとか、座っているつもりが立ったとかいう、そういう数については多数、少数に影響を及ぼさない限りは修正する必要がないので、それはそれでいいのかなと。

とりあえず、最終的には本人の確認のもとで発行していますということであったと思います。

○原口育大委員長 暫時休憩します。

(休憩 午後 1時 8分)

(再開 午後 1時13分)

○原口育大委員長 再開します。

今、確認の方法について、しっかりと確認できるかどうかということと、議会というのは多数決で決していく。そのなかで議長が採決するときに、どちらが多数かということの確認だけが議長の役割になっておられると思うので、きっちりと何対何んぼという数を出すのであれば、拮抗していたら確認しないといけないわけですが、それ以外は、起立多数で通ってきているというのが議長の役割だと今まで認識していますので、あとは議員がマナーを持ってきっちりと立つかどうかという部分で見ている人からは判断されるべきものかなと。それをことさら数として、全部を賛成、反対をきっちり記録するとなると、事務的に大変難しい部分があるのではないかという思いで、いろいろ協議を願っているという状況なんです。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはこれまでも何回も繰り返し言ってきましたが、賛成か反対かというのを、多数ということですから、その人が立っているのか、座っているのか、これははっきりするのが基本だと思うんです。

それをしていないということは、議員としての基本的なマナーというか、議員として、やるべきことをやっていない。立っているのか座るのか。賛成か反対か。それを曖昧なままで多数とかいう表現で終わらせてしまうことがどうかというのが1点と、それから確認する方法はしっかり分かるわけですし、議長はそれは望みたいわけですね。立っているか立っていないかということが分からないなかで多数ということを使うのは議長としては問題だと思うんですよ。

その点をはっきりさせてほしいということと、それから、議案に対しては賛成、反対というのは議員の判断でやっているわけですね。その人の政治的な信念に基づいてやっているわけですから、自分は賛成であったのか、反対であったのかということを市民には知っていただきたいということがあると思います。

それは議員としての基本的な必要な姿勢ではないかというふうに思うんですね。それをいちいち説明しないと分からないとか、理解してもらわないと誤解を生むとかいうことは、それは議員としての立場とは離れているのではないか。

議員は常に政治的姿勢というのは市民に対して知っていただく。その理由についても説明をする。そのことによって市民の付託を受ける。これが議会制民主主義という、選挙によって選ばれてくるものの責任ではないかと思います。

○原口育大委員長 公表について、先ほど楠委員が言われたように、公表するのはゆづるはにしても、正道さんにしてもいいと思うんです。

前提条件として、きっちりと確認できるかどうかというところに不安があるので、異論になっているということは理解いただきたいと思います。

議会事務局長。

○議会事務局長（渕本幸男） 確認の方法は他市でやられているので、十分にそれをもう一度勉強したいと思いますが、先ほど蛭子委員言われていた、その写真なりで事務局で確認したと、事務局で確認したのと、議員さんと確認したのと食い違った場合、これは優先的に議員さんがおっしゃることに印を入れるということなんですか。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 基本的には立っていますよという意思表示が確認できれば、事務局が間違っているかも分からない。どちらかという、本人の意思が優先されると思うのですが、どうですか。

○原口育大委員長 議会事務局長。

○議会事務局長（淵本幸男）　　そこらへんの取り決めというかね、結局議員さんの場合、当然日にちをおきますので、確認するのはまた後で日にちをおきます。

その日に確認する訳ではないと思いますので、そのときに座っていたか、立ちっていたか、写真ではそうなっているのですが、議員さんに聞いたらこうやと。

もし食い違う場合も出てくると思うんです。そんな場合に議員さんの確認したことが、それで広報に載せるということを取り決めするんだったら、それにするといいのかなと思うんです。

ただそれが全体的に今度は数字が変わってくる。過半数が変わってくるということは、まずないと思うのですが、そこまでちょっと場合によっては心配する部分もあるのかなというように思います。

○原口育大委員長　　柏木委員。

○柏木　剛委員　　私はまず、最初に是が非かを論じるべきで、方法論について、そういうことは決まったらね、是だとなれば、方法はいろいろ考えられると思うんです。だからこの場で方法論に真剣にやらなくても。

そもそも公表するかどうかというのは、議員の意思がね、まだ何も表現されていない以上ね、あんまり無意味ではないかと私は思うのですが。

○原口育大委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　私も同じ考えで、楠委員のところも、方法論が確立されればというのであれば、今の柏木委員の発言からすれば、やるべしということになるんですよ。

委員長も同じようにおっしゃっていたのでね、やるべしのなかで、方法論の正確さを喫するための工夫をいろいろ試行錯誤でやってみるということはどうですか。

○原口育大委員長　　いかがですか。

議論の中でも、公表するためには正確に把握することが必須であるというのが最初の原点だと思うんですがね。

だからそれが担保されれば公表、前後があるわけですが、担保されないことには、仮に公表が先やということにしてしまっても、技術が付いてくるかどうかということが心配するところがあるのですが、確立されれば公表すべきであるというふうな表現はおかしいですか。

柏木委員。

○柏木 剛委員 そこまで話、委員会で話は詰まりましたかね。公表するかどうか、まだ賛否分かれていると思うのですが。

私はそういう認識なんです、方法論が見つかれば公表するというので意見は一致していないと思うのですが、まだ。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 柏木委員の言うとおりの、結果が明確になるのであれば公表すると、私は基本的にはそれプラスまだある、さっき言った意見。

民主主義の原則から言ったら議会としたら多数で決定したら、それで終わり。

それをいちいち議員の責任を表明すべきであるという意見もありましたが、これはあくまでもサービスの問題であって、議会としたら、一票でも多く多数を占めたらそれが決定するんですから。議会の責任においてね。

それを誰が反対したか、賛成したか、云々というのは、これはやることは別に悪いことではないと思うのですが、しなければいけないということではない。

私は、方法論でもできると思いますよ。その気になったら。確実にできる。他所がやっているんだから。

けれどそれでいいんですかと。もっと原則的なことを考えませんかというのが私の意見です。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 会派の意見として、ゆづるはさんは現行どおり、公表しない。起立マナーの徹底でしょ。先ほどうちの会長がおっしゃられたように、私もその意見で徹底すると。

これいちいちすべての議案をそういうチェックしてですね、賛成とか反対とか不可能だと思ってしまうので、これは大事な、例えば庁舎等建設というような特別多数決とか、そんな場合は、意思表示、誰が反対、賛成、それははっきりしたらいいと思いますわね。それ以外は、その事件によって、やっぱり議長なり、議長が議運に諮るとかして、やっていくという方法もひとつの方法だと思うので、いちいち全部、職員が3人がかりでチェックして、それでまた議員に確認するというのは、ちょっと不可能であると思うので。

ゆづるはさんの意見でいいんじゃないですか。それはそれぞれ公明党さん、共産党さん、また意見が違うかも知れませんが。

○原口育大委員長 公表するとなれば、全議案ですよね。
森上委員。

○森上祐治委員 議会広報で出しているところ、ほうぼう見たら出しているところの議会だよりを見ていたら、全議案を公表している議会だよりもあるけど、賛否分かれたやつだけ公表しているところもある。そういうやり方もあるんですよ。
出していないときは全員賛成ですという断りがどこかに入っているとは思いますが。

○原口育大委員長 楠委員。

○楠 和廣委員 これは会派でもって、それぞれの意見を聞いて、会派でまとめてほしいということなんですが、最後は全員協議会で、全議員の姿勢を公表するになれば、全員協議会で諮らないと、この特別委員会で決めていいものか、そこまで決められないのではないかと。
方向性はあっても決めるのは全員協議会で決めるのが妥当ではないかと。
これは個々の議員さんの姿勢にかかわることなので。

○原口育大委員長 まず起立マナーが徹底されていないことからして、そういう意味合いが大きいかなと思うんですよね。

全議員にそういうことも含めて諮ることで、意識が変わってくれて、きっちりと立って来て、座ってくれてということになれば、それはそれでかなりの効果が出ると思うのですが、そういう意味では委員会として、今、議論に出ているようなことを報告させていただいて、全協で意見をいただいて、ただただらしてはいますが、再度方向をきっちりと出すということも一つの案だとは思いますが、ただここに参加しておるなかで、ある程度の方角付けは出して、全協に諮らないことには改革委員会の主体性もないので、もうちょっと意見がまとめられたらなと思うのですが。

一つは必ず投票、名前を出さないといけないということは、記名投票の動議という話もあるわけで、逆に無記名投票の動議もあるわけで、そういう扱いを議運等でどうするかというのを、重要なものについては、記名投票にするとか、方向付けはされると思うんです。緊急動議とかで記名が無記名になるということもありうることで、案件の重要度ということになれば、重要なものは記名でやるとかということが、議会のルールの中にあるんだから、それを考えればすべてをきっちりと、今、森上委員言われたように、する必要がないからこそ、記名という方法が示されているのかなと。そこらへんの透明性を図る意味では全部をやればいいのですが、いろんな細部で難しい技術的なところも出来てくるのではないかと、なかなか結論を出しかねているのですが。

森上委員。

○森上祐治委員　　今、全協に諮るというときに、議会改革特別委員会の主体性云々とおっしゃっていました。そのとおりだと思います。

今、会派での意見をまとめよということで、ゆづるはクラブと正道クラブが意見を申し上げました。数から言ったら、6人、6人おるんですね。12人と。ということはこの委員会の中でもだいたい多数の意見が表明されたのではないかと思うのですがね。

だからその辺を基に、委員会報告というかたちで提案されてはいかがでしょうかということをお願いしたいと思います。

○原口育大委員長　　それでは少数意見を留保するというかたちでまとめさせていただいて、この委員会として、現行通り公表しない、起立マナーの徹底ということを、一応報告させていただいて、ただ少数意見と言ったらあれですが、意見としては、すべての議案を報告すべきであるという意見も付けて全協に報告させていただいてというのはどうでしょうか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　諸先輩方を前にしてですが、賛成反対も市民による説明せいへんというのは、議員として、どうなのかなということを私は思います。

○原口育大委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　賛成反対、それは私らも議会活動をやっているときにね、それは態度を表明するのは、やぶさかではないのですが、自分なりに表明するんだったら、当然やります。

しかし、ある議員の政治活動のね、市民に対して、誰が反対して誰が賛成したと、そういうことを言われたときに、私は非常に心外に思います。これなんでそんなことを言われないといけないのかと。

だからその辺のことも考えたら、先ほど申し上げたように、やはり議会制民主主義というのは、いわゆる市民の代表として参加していてね、そこで決めると。決めたら、多数で決めるというのは民主主義の大原則です。

だから、ただ重要案件については、記名投票にしましょうという例外措置を設けている。これは議会の議事録にずっと一生残るんですからね。そういう責任の取り方を議員がやっているんですよ。

だからそれ以上のことは、今の現状では我々の会派でも正道クラブでも非常にハードル

の高い問題だから、現状どおりいきましょうという結論を出しましたので、よろしくお願
いしたいと思います。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いつまでやっても平行線ですけども、この会は議会を改革しようと、
現状から前に進めようという委員会である。

現状について、ハードル高いかしらないですが、市民にとって、プラスになる面、ある
いは議会としての市民への説明責任なり、あるいはこういう改革に取り組んでいる他の議
会の先進事例を何カ所か公費を使ってですね、お金を使ってですよ、行って、そういう成
果をここに反映させようということをやっていることからすればですね、改革に対して、
前向きな姿勢で取り組んで行くということが大事ではないのかなというふうに思います。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 なんか今の蛭子委員の話聞いていたら、この改革委員会が非常に保
守的な印象を私は与えられたんですが、私は何回も申し上げているように、この南あわじ
市の議会改革特別委員会は、全国的にみても非常にレベルの高い議論をずっとやってきて
いると思いますよ。

こんだけはじめに、このくそ暑い夏にね、何回集まって朝から晩まで議論しているんで
すか。それもできるだけ一つ一つ委員長を中心になって案を出していただいて検討してい
るんですよ。私は誇りに思っている。

それを「これは改革するための会やないか」と言ってやね、一つの公表云々でそんなこ
とを言われたくないわ、わしは。

だから全体的な動きは我々自信を持ってやるべきであるし、これは意見分かれま
すよ。やはり少数意見を出すのであれば、先ほど委員長おっしゃったように、付帯意見も出して
やね、全員に諮ったらよろしいやない。

だから我々としたら、あくまで南あわじ市議会が少しでも市民のために力を付けたり、
いい形になっていくように今議論しているわけですから、それは蛭子委員に言われるまで
も、我々思っていることですから、よろしくお願ひします。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 切りがない話ですが、流れとしたらですね、前期の改革委員会、それ
と広報広聴特別委員会。公表という方向で動いてきたと思うんです。

基本は公表でいこうということで、広報委員会でもそのときは阿部委員も委員で行ってくれましたしね。私は委員長ということでやってきたわけですが。

そこでは基本は公表ということで、要望書も申し出も議会運営委員会に対して、視察報告ということで、出しているわけです。議長宛に出しているわけです。

それから6月29日の8回の議会改革委員会でも、時代の流れであり、公表することは大事だと。但し正確さが欠かせないということできたと思うんです。

ですから流れは公表ということで動いていたと思うんです。改革ということ言えば、ところがここにきて、急にブレーキがかかり、後ろ向きになっているということについて、非常に残念であるという思いでいるところです。

○原口育大委員長 出田委員。

○出田裕重委員 僕も今、会派で協議してくるときに、私も公表はやっていいなど。抵抗はまったくないですし、という意見を会派で出しました。

その前にも事務局さんにも聞いたら方法論になかなか難しいところがあるんじゃないかなということ、私もちょうとブレーキになっていて、いろいろ考えるところはあるのですが。

起立表決の意義をもうちょっと考える。すでに意見は出尽くしていますが、そんなんだったらすべて記名投票にしたらいいいことであって、そこも含めて検討するべきではないですか。

この伊賀市、栗山町が進んでいるとか、そういうのではなくて、すべて記名投票にすればこれは解決することだと思うので、そこも含めてまで、僕は検討しても問題ないのかなと思いますし、公表できないのであれば、無記名という方法もあるんですから、ぜんぜん私は公表に対しては、抵抗は持っていません。それが僕の意見です。

○原口育大委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど蛭子委員、先輩議員、先輩という言い方いかんけども、経験した。

蛭子委員なんかは賛成したのか反対したのかよく聞かれるかも知らないけども、私も6回選挙し、大概いろんなところに顔を広く突っ込んでいるけども、委員さんもそう思うけど、いちいち「阿部計さん、あれは反対したのか、賛成したのか」そんなもの、一回も聞かれたことがないんですよ。そういう議員もかなりおられると思うのでね。

そやからやっぱり確認をしないといけない、そういうことを考えたら、現行通り公表しない、起立マナーの徹底ということが、ベターでないのかなと。私はそういう観点から、

皆さんよく考えていただいたら、そんなにいちいち市民の人から賛成したか、反対したかといちいちね、聞かれることはまずないんじゃないかと思うんです。

ですから自分の信念に基づいて賛否を判断するということですので、そんなにそのことに議論を一応、そういう結果を全協で委員長が言われたようにね、少数意見は、少数意見として出していただいて、それで議論いただくというのでいいんじゃないですか。

○原口育大委員長 一部、後ろ向きな議論が出たんですが、決してそういうつもりはないので。

広報紙に全部を出すことが絶対それがかならず改革の一丁目一番地ではないと思います。だからトータルの中で、議会として、改革されたなというふうな判断をしてもらえるような、点数を付けてもらえるようなことをしていかないというふうに思っています。

そういう意味で、今、出ましたように少数意見も付けて報告させていただいて、もうちょっと議論したいなというふうに思います。

それでは次の録画配信に移らせていただきます。

これにつきましては、前期のときから、引き続き検討事項というふうになっておりました。

それで第8回の6月29日の特別委員会に久米議員を委員外議員、また総務部長、情報課長を説明員として出席をいただきまして、開催いたしまして、そのときの意見としまして、現況でもインターネットでのライブ中継、ケーブルテレビでの録画配信等されているが、さらに開かれた議会とするためには、オンデマンド配信は必要。ケーブル放送では、配信時間、回数が限定されており、それを各自録画しなければならない。

インターネットでは見たいときにいつでも録画を見ることができる。

ケーブル放送でリクエスト放送ができれば、テレビでも見ることができるが、パソコンのインターネットで見ることのできる環境である人が、どれくらいあるか、事前調査が必要である。

ライブ配信ができている状態であれば、オンデマンド配信は可能であり、手間もかからない。

初期投資として、専用パソコンに30万ないし50万円と録画時間の3倍程度の労力としているのではないか。というのが6月29日の特別委員会での意見でした。

そこで、委員長のまとめとして、インターネットでのライブ中継やCATVでの録画放送では視聴できる人が限られるので、いつでも見ることができる録画配信は必要であると判断させていただきまして、一応、検討結果として、できるだけ安価な方法で速やかに実施することということを提案したいというふうにまとめさせていただきました。

これについて、ご意見いただきたいと思います。

出田委員。

○出田裕重委員 多少経費がかかってもいいと思います。それだけの効果があると思っています。

具体的に言うと、30万から50万円という報告もあったようですが、そんなの本当に安いと思いますので、できるだけ安価というのは、どれくらいと言われても500万円かかっても効果はあると思っています。

○原口育大委員長 いかがでしょうか。

谷口委員。

○谷口博文委員 私もあくまでも市民への情報提供ということで、大いに結構だと思うんですが、付け加えて言うなれば、ケーブルでもライブというか、その辺まで見込んだうえででもやっていただいてもかまわないという認識で、それで先般も視察に行っていたケーブルでライブ中継して、また夕方の番組で、編集も比較的簡単に2名ぐらいでそういうようなケーブルテレビでの録画配信もライブもやっているような実態がありますので、もっとそれぐらいまで踏み込んだうえでやっていただいても、僕は結構だと思いますので。

○原口育大委員長 それでは委員会としては、できるだけ安価などというのはちょっと意見が出たのですが、速やかに実施するように求めるということで、全協に報告させていただきたいと思います。

それでは本日予定しておりました審議は一通り通りましたので、特になければ終了したいのですが、他に、その他の項で別に何かありませんか。

なければ、熊田副委員長。

○熊田 司副委員長 今日は午前10時から長時間にわたる委員会、大変ありがとうございました。

以上を持ちまして終了いたします。

(閉会 午後 1時40分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年 8月 6日

議会改革特別委員会

委員長 原 口 育 大